

議案第 87 号

長与駅コミュニティホールの設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例

上記議案を提出します。

平成 28 年 12 月 6 日

長与町長 吉 田 慎 一

提案理由

受益者負担の適正化と負担の公平性を図るため、施設使用料を見直すとともに、所要の改正を行うもの。

長与駅コミュニティホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
長与駅コミュニティホールの設置及び管理に関する条例（平成9年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項ただし書を削る。

別表(1)を次のように改める。

(1) コミュニティホール使用料

(単位：円)

施設名	区分	金額
ホール	町民（1日）	540
	町民以外（1日）	1,080

備考 上記に掲げる額は、消費税及び地方消費税を含む額である。

別表(2)中「区分」を「施設名」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の長与駅コミュニティホールの設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の納期限に係る使用料について適用し、同日前の納期限に係る使用料については、なお従前の例による。